



目 次

告 示		ページ
○県統計調査の実施（2件）	（統計課）	1
◎高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定	（文化推進課）	1
◎高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定	（ " ）	1
◎高知県立美術館の指定管理者の指定	（ " ）	2
◎高知県立文学館の指定管理者の指定	（ " ）	2
○保安林の解除予定の通知	（治山林道課）	2
○保安林の解除の予定	（ " ）	2
○基本測量の実施の通知	（用地対策課）	2
○基本測量の終了の通知（2件）	（ " ）	2
○道路の区域変更（2件）	（道路課）	2
○道路の供用開始（2件）	（ " ）	3
公 告		
○土地改良区の役員の退任	（農業基盤課）	3
○土地改良区の清算人の就職	（ " ）	3
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更	（漁業管理課）	3
○開発行為に関する工事の完了（2件）	（都市計画課）	5

告 示

高知県告示第168号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県県外観光客動態調査
- 2 調査の目的
県内の観光地（以下「観光地」という。）においてアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめて観光客の動向把握及び分析を行い、観光施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
観光地

- (2) 単位
人
- (3) 属性
10地点の観光地を訪れた観光客
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 居住都道府県、年齢及び性別
 - イ 宿泊地及び宿泊日数
 - ウ 旅行の目的
 - エ 旅行のきっかけ
 - オ 旅行の手配方法
 - カ 旅行形態
 - キ 調査地点への訪問回数
 - ク 高知県への訪問回数
 - ケ 移動経路及び移動手段
 - コ 旅行費用
 - (2) その基準となる期間
平成26年4月下旬から平成27年3月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
4,000人
 - (2) 選定方法
観光地を訪れた観光客から無作為に抽出する。
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査
- 7 報告を求める期間
平成26年4月下旬から平成27年3月31日まで

高知県告示第169号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県観光入込客統計調査
- 2 調査の目的
県内の観光施設等（以下「観光施設等」という。）の入込客数を把握し、観光施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
人

- (3) 属性
前年度の入込客数が1万人以上の観光施設等の管理者及び月5,000人以上の入込客数が見込まれる観光イベントの実施者
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 観光施設等の入込客数
 - イ 観光イベントの開催期間及び入込客数
 - (2) その基準となる期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
300人（概数）
 - (2) 選定方法
全数
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が市町村を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
電話又はファクシミリによる調査
 - 7 報告を求める期間
平成26年7月1日から平成27年4月30日まで
- 高知県告示第170号
- 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。
- 平成26年3月24日
- 高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立歴史民俗資料館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

高知県告示第171号

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）第18条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立坂本龍馬記念館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団

3 指定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

高知県告示第172号
高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称
高知県立美術館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団

3 指定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

高知県告示第173号
高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称
高知県立文学館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団

3 指定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

高知県告示第174号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤字アド194の6

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第175号
次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法

律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤字アド194の6

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第176号
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年3月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

2 作業期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域
高知県全域

高知県告示第177号
国土交通省国土地理院長から平成25年5月高知県告示第367号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成26年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第178号
国土交通省国土地理院長から平成25年5月高知県告示第368号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成26年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第179号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年3月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 萩中須崎

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見下ル川272番1から高岡郡中土佐町大野見下ル川278番1まで	前 A	3.9 } 50.1	144
	B	4.0 } 16.2	
高岡郡中土佐町大野見下ル川272番1から高岡郡中土佐町大野見下ル川278番1まで	後	3.9 } 50.1	144

高知県告示第180号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年3月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月24日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 香北野市
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町岩改字宮ノ本1710番2から香美市香北町岩改字芝ノ上1969番まで	前	3.7 }	705
		18.1	
香美市香北町岩改字		6.5	

久保1865番1から 香美市香北町岩改字 岡田1924番1まで	A	21.7	80
香美市香北町岩改字 岡田1924番1から 香美市香北町岩改字 芝ノ上1984番1まで	B	6.9 19.6	73
香美市香北町岩改字 宮ノ本1710番2から 香美市香北町岩改字 芝ノ上1969番まで	C	3.7 19.7	678

高知県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成26年3月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字アド 102番1地先から 吾川郡いの町長澤字アド 102番1まで	74	平成26年3月24日

高知県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成26年3月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長	供用開始年月日

	(メートル)	
高岡郡中土佐町大野見下 川272番1から 高岡郡中土佐町大野見下 川278番1まで	144	平成26年3月24日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新改中部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
理事	三木 實正	香美市土佐山田町新改	667
〃	三木 忠義	〃 〃	862
〃	森尾 正夫	〃 〃	368
〃	大塚 茂夫	〃 〃	323-口
〃	山本 貞夫	〃 〃	286
〃	山本 透	〃 〃	392-3
〃	山本 利雄	〃 土佐山田町入野	209
〃	山本 利政	〃 〃	51
〃	武田 敏彦	〃 土佐山田町大法寺	362
〃	幾井美代子	〃 〃	294
〃	幾井 和雄	〃 〃	471-5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、新改中部土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所	
三木 實正	香美市土佐山田町新改	667
三木 忠義	〃 〃	862
森尾 正夫	〃 〃	368
大塚 茂夫	〃 〃	323-口
山本 貞夫	〃 〃	286
山本 透	〃 〃	392-3
山本 利雄	〃 土佐山田町入野	209
山本 利政	〃 〃	51
武田 敏彦	〃 土佐山田町大法寺	362
幾井美代子	〃 〃	294

幾井 和雄 〃 〃 471-5

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更し、平成26年4月1日から適用するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成23年の海面漁業・養殖生産量は、101,736トンで、全国の2.1パーセントを占めている（高知農林水産統計年報）。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ32パーセント、23パーセント、27パーセント及び18パーセントとなっている（高知農林水産統計年報）。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な水況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の水準がおおむね安定している中であっても、低い水準にとどまっている資源や水準が悪化している資源が見られ、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。
- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保す

<p>る。</p> <p>(9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。</p> <p>(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p> <p>(1) 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(まあじ) 若干 (まいわし) 15,000トン (するめいか) 若干</p> <p>(2) 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま) 若干 (まさば及びごまさば) 9,000トン</p> <p>(3) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(まあじ) 若干 (まいわし) 17,000トン</p> <p>(4) 平成26年4月から平成27年3月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。</p> <p>(するめいか) 若干</p> <p>(5) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。 (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項 海域別及び期間別の数量は、定めない。 また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。</p>	<p>更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。</p> <p>(1) 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まいわし) 中型まき網漁業 8,000トン 定置漁業及び小型定置漁業 若干</p> <p>(2) 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まさば及びごまさば) 中型まき網漁業 4,500トン さば釣り漁業 若干 定置漁業及び小型定置漁業 若干</p> <p>(3) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まいわし) 中型まき網漁業 7,500トン 定置漁業及び小型定置漁業 若干</p> <p>(4) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項 (さんま) 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 (まあじ) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p>	<p>(まいわし) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないよう努める。 (まさば及びごまさば) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないよう努める。 (するめいか) 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項</p> <p>(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。</p> <p>(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査</p>
--	---	--

- ・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年12月18日 25高都計第497号	南国市比江字谷山 155番1	安芸市土居1986番地3 小松 千勢 高知市介良甲1074番地4 メゾンブローテD101号室 小松 美和



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成26年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年12月18日 25高都計第498号	南国市比江字谷山 155番2	高知市知寄町一丁目8番18号 シティコア80・502号 中川 恵一